平成２１年（フ）第２８５５号
福岡市南区井尻３丁目32番21号
債務者　渥美　芳子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８５９号
福岡県前原市南風台１丁目４番11号
債務者　古賀　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８６１号
福岡市東区唐原４丁目14番12号
債務者　荒木　亮平
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８６３号
福岡市南区横手３丁目２番５号
債務者　武井　知子（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９１２号
福岡市東区箱崎２丁目４番25号
債務者　今村　博司
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９４４号
福岡市早良区昭代２丁目10番46号
債務者　相坂　礼子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９５５号
福岡市南区長丘４丁目１番２―301号
債務者　伊東　貴子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２７７号
仙台市泉区南光台５丁目26番９号
債務者　阿部ゆたか
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８２号
仙台市宮城野区鶴ケ谷３丁目20番地の６　タウニイ鶴ケ谷102
債務者　美濃山信二
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４８号
仙台市青葉区高野原２丁目２番地の20
債務者　瀬尾　清子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８０号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字大橋261番地４
債務者　五味　豊博
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８７号
仙台市若林区大和町５丁目18番７―302号
債務者　八鍬　優作
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１５号
仙台市若林区上飯田３丁目10番35号
債務者　佐々木きよ子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５１号
仙台市若林区中倉２丁目２番５号
債務者　齋藤　キヨ
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５５号
仙台市太白区鹿野本町１番２―303号
債務者　小野寺圭子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６７５号
水戸市河和田１丁目1584番地
債務者　渡邊佳代子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６９８号
茨城県桜川市大泉1457番地
債務者　上野　順一
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７０３号
茨城県ひたちなか市大字東石川1336番地１久山ハイツ103号
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
水戸地方裁判所